

令和3年4月9日

障害者総合支援法の見直しについて

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 大原裕介

Ⅰ 地域における障害者支援について

○ 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

1. 生活共同生活援助の対象者の見直し（区分での利用制限）⇒自立生活援助の充実
2. 地域生活支援拠点の法律への明文化と、地域生活支援事業に位置づけられている「地域移行のための安心生活支援」をより活用しやすくするために、地域生活支援促進事業に位置付けるなどして、確実に費用を確保すべき。

○ 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援(地域生活支援事業等の在り方)について、どう考えるか。

1. 地域での自立した生活を送るにあたって、一人暮らしを望む方についての支援を充実する必要があると考える。現行の自立生活援助と地域定着支援について重複・類似する点もあることから、この二つのサービスについては統合して新たなサービス類型として再編すべき。
2. さらに計画相談支援と一般相談支援についても運用が複雑であることから、再編してわかりやすいシンプルな体系とするべき。
3. 基幹相談センターについては、基本となる相談機能に加えて、委託費を上乗せせずに付加的な事業を委託する場合の財源を確保することを自治体に義務化させるべき。国はその財源を確実に担保すべき。

Ⅱ 障害児支援について

○ 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化(女性の就労率の上昇等)や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

1. 障害児通所支援のあり方は、現行の形を維持しつつ、報酬改定においてメリハリをつけるべき。(いわゆる預かり型、発達支援型のような区分けをすることは困難ではないか)
2. また、介護保険を参考に一定の総量規制をするべき。
3. 市町村障害児支援計画の数値目標を確認した上で都道府県が指定をすることについて義務付け。
4. インクルージョンの観点を踏まえると、保育所等訪問支援については、保育園だけでなく、児童に係るあらゆる場での活用が期待されることから、名称変更し、あらゆる場への訪問ができる支援類型であることを明確にすべき。

○ いわゆる「過齡児」をめぐる課題についてどう考えるか。(円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等)

1. 加齡児をめぐる課題の一つに強度行動障害のある児童への適切な対応ができる体制や人材の育成が急務。
2. 現行の強度行動障害支援者養成研修について、より実効性を担保するために実践研修について更新制(フォローアップ研修受講等)を検討してはどうか。

3. 都道府県において強度行動障害支援の体制を整備するために、地域における強度行動障害のある者の状況の把握、及び強度行動障害支援や医療的ケアの必要な方に対する移行に関する協議の場」を義務付ける必要がある。

Ⅲ 障害者の就労支援について

○ 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

1. 20 時間未満であっても雇用率へ算定可能とする。また、一般就労しながら就労継続支援事業を利用可能としてはどうか。
2. 客観的な職業能力評価の仕組みが必要

○ 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。

1. 就労継続支援 A 型事業所は雇用施策の枠組み・財源に移行する事としてはどうか。
2. 農福連携が言われているが社会福祉法人では収益目的で新規農地を購入できないため、購入可能として新規参入をやすくしてはどうか。

Ⅳ その他

○ 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

障害者支援施設での高齢化に伴い、これまでの障害福祉サービスの枠組みで考えるよりも、高齢者になった場合は介護保険制度で支えることが妥当であると考え。その場合介護保険施設への移行を行なった場合に、施設所在地自治体の財政的負担が増加するため、住所地特例の対象にする必要があると考える。

○ 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

1. 人口減少がさらに進み、担い手の確保がさらに難しくなることが予想されるため、ICT、ロボットの更なる活用を進めるべきである。
2. 思い切った人員基準の緩和を行い、サービス管理責任者を常勤換算に算定できるなど、の方策を打ち出すべき。(サービス管理責任者の機能、位置付けについても根本から見直す時期に来ている)

○ 障害者虐待防止法の改正について

学校、保育所等、医療機関について通報義務の対象にすべきとの意見が多くみられるが「平成 29 年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」 調査研究事業報告書 」において、附則第 2 条関係機関を通報義務の対象に含めることについての課題の整理を行なったところ、障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者のみが通報対象となり、障害のない人が通報義務の対象から外れることや、法律が重複する部分の調整の必要性が生じる、といった指摘があった。当団体としては、障害者虐待防止法の改正を行い、現在通報義務の対象から外れている機関を含めるのではなく、既存の法律（学校教育法、児童福祉法、医療法、精神保健福祉法等）の制度運用の改善や法改正を行うことで、現在の課題に対応することが適当であると考え。